

議案第 4 7 号

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条教育総務部、総務課第17号中「財団法人大和市学校建設公社」の次に「（昭和48年1月31日に財団法人大和市学校建設公社という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

第4条生涯学習部、社会教育課第16号中「財団法人スポーツ・よか・みどり財団」の次に「（平成3年1月28日に財団法人大和市余暇活動推進公社という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(部、課及び室の事務分掌)</p> <p>第4条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部</p> <p>総務課</p> <p>中略</p> <p>(17) <u>財団法人大和市学校建設公社(昭和48年1月31日に財団法人大和市学校建設公社という名称で設立された法人をいう。)</u>との連絡調整に関すること。</p> <p>中略</p> <p>生涯学習部</p> <p>社会教育課</p> <p>中略</p> <p>(16) <u>財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団(平成3年1月28日に財団法人大和市余暇活動推進公社という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)</u>との連絡調整(水と緑課及びスポーツ課が所管するものを除く。)に関すること。</p> <p>以下略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成20年12月1日から施行する。</u></p>	<p>(部、課及び室の事務分掌)</p> <p>第4条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部</p> <p>総務課</p> <p>中略</p> <p>(17) 財団法人大和市学校建設公社との連絡調整に関すること。</p> <p>中略</p> <p>生涯学習部</p> <p>社会教育課</p> <p>中略</p> <p>(16) 財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団との連絡調整(水と緑課及びスポーツ課が所管するものを除く。)に関すること。</p> <p>以下略</p>

議案第 4 8 号

大和市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

大和市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

大和市教育委員会規則第 号

大和市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

大和市立学校施設の開放に関する規則（昭和51年大和市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第20条中「財団法人スポーツ安全協会」の次に「(昭和45年12月10日に財団法人スポーツ安全協会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

大和市立学校施設の開放に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">大和市立学校施設の開放に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 51 年 5 月 10 日 教委規則第 8 号</p> <p style="text-align: center;">注 昭和 53 年 4 月から改正経過を注記した。</p> <p>(保険)</p> <p>第 20 条 学校施設を使用しようとする者は、原則として財団法人スポーツ安全協会(昭和 45 年 12 月 10 日に財団法人スポーツ安全協会という名称で設立された法人をいう。) 傷害保険に加入するものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">大和市立学校施設の開放に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 51 年 5 月 10 日 教委規則第 8 号</p> <p style="text-align: center;">注 昭和 53 年 4 月から改正経過を注記した。</p> <p>(保険)</p> <p>第 20 条 学校施設を使用しようとする者は、原則として財団法人スポーツ安全協会傷害保険に加入するものとする。</p>

議案第 4 9 号

大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

大和市教育委員会規則第 号

大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則

大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則（平成17年大和市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号工中「財団法人及び社団法人」を「一般財団法人及び一般社団法人」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第 10 条 条例第 23 条の規定により利用料金を減免することができる場合及びその額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 条例第 22 条第 2 項の場合</p> <p>(中略)</p> <p>エ 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人並びに市が出資する<u>一般財団法人及び一般社団法人</u>が利用するとき 2 分の 1 の額</p> <p>以下略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第 10 条 条例第 23 条の規定により利用料金を減免することができる場合及びその額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 条例第 22 条第 2 項の場合</p> <p>(中略)</p> <p>エ 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人並びに市が出資する<u>財団法人及び社団法人</u>が利用するとき 2 分の 1 の額</p> <p>以下略</p>

議案第50号

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成20年10月16日提出

大和市教育委員会

教育長 山根英昭

大和市教育委員会規則第 号

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則（昭和44年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3、2の項使用内容欄中「財団法人及び社団法人」を「一般財団法人及び一般社団法人」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

大和市生涯学習センター条例施行規則新旧対照表（案）

改正案			現行		
別表第 3(第 10 条関係)			別表第 3(第 10 条関係)		
	使用内容	減免の範囲		使用内容	減免の範囲
2	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人並びに市が出資する <u>一般財団法人及び一般社団法人</u> が使用するとき	2 分の 1 の額	2	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人並びに市が出資する <u>財団法人及び社団法人</u> が使用するとき	2 分の 1 の額
<p><u>附 則</u> この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。</p>					

議案第 5 1 号

大和市スポーツ施設設置条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市スポーツ施設設置条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

大和市教育委員会規則第 号

大和市スポーツ施設設置条例施行規則の一部を改正する規則

大和市スポーツ施設設置条例施行規則（昭和 6 1 年大和市教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 4 号中「財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団」の次に「（平成 3 年 1 月 2 8 日に財団法人大和市余暇活動推進公社という名称で設立された法人をいう。）」を加え、同条同項第 5 号中「前号の財団法人」を「前号に規定する法人」に、「財団法人及び社団法人」を「一般財団法人及び一般社団法人」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

大和市スポーツ施設設置条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">大和市スポーツ施設設置条例施行規則</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(中略)</p> <p>(4) <u>財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団(平成3年1月28日に財団法人大和市余暇活動推進公社という名称で設立された法人をいう。)</u>が主催又は共催するスポーツ事業として利用するとき。 全額免除</p> <p>(5) <u>前号に規定する法人のほか、市が出資する一般財団法人及び一般社団法人</u>が利用するとき。 2分の1減額</p> <p style="padding-left: 2em;">(以下略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規則は、平成20年12月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">大和市スポーツ施設設置条例施行規則</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(中略)</p> <p>(4) 財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団が主催又は共催するスポーツ事業として利用するとき。 全額免除</p> <p>(5) <u>前号の財団法人のほか、市が出資する財団法人及び社団法人</u>が利用するとき。 2分の1減額</p> <p style="padding-left: 2em;">(以下略)</p>

議案第 5 2 号

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例施行規則（昭和53年大和市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「休館するときは、」の次に「大和市立」を加える。

第6条第1項中「及び公益法人」を「、公益社団法人及び公益財団法人」に改め、同条第3項中「生じたときは」の次に「、登録変更・取消届出書により」を加える。

第12条の見出しを「(様式)」に改め、同条中「施行のために必要な文書等の種類」を「規定により使用する様式」に、「、様式」を「、その内容」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	登録申請書	第6条
第2号様式	登録証	第6条
第3号様式	登録変更・取消届出書	第6条
第4号様式	視聴覚機材・教材及び設備使用申込書	第7条
第5号様式	視聴覚機材・教材及び設備使用状況報告書	第7条

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第6条第1項に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行																							
<p>(休館日)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項ただし書の規定により臨時に休館するときは、<u>大和市立図書館</u>にその旨を掲示しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(登録)</p> <p>第6条 機材等の貸出しを受けようとするときは、登録申請書により教育委員会に申請し、登録証の交付を受けなければならない。ただし、市内の公立学校、官公署、<u>公益社団法人及び公益財団法人</u>においては、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 登録証の交付を受けたものは、登録証の記載事項に変更が生じたときは、<u>登録変更・取消届出書</u>により、速やかにその旨を届け出なければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(様式)</p> <p>第12条 この規則の規定により使用する様式は別表のとおりとし、<u>その内容は別に定める</u>。</p> <p>別表(第12条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>様式の名称</th> <th>関係条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号様式</td> <td>登録申請書</td> <td>第6条</td> </tr> <tr> <td>第2号様式</td> <td>登録証</td> <td>第6条</td> </tr> <tr> <td>第3号様式</td> <td>登録変更・取消届出書</td> <td>第6条</td> </tr> <tr> <td>第4号様式</td> <td>視聴覚機材・教材及び設備使用申込書</td> <td>第7条</td> </tr> <tr> <td>第5号様式</td> <td>視聴覚機材・教材及び設備使用状況報告書</td> <td>第7条</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	様式の名称	関係条文	第1号様式	登録申請書	第6条	第2号様式	登録証	第6条	第3号様式	登録変更・取消届出書	第6条	第4号様式	視聴覚機材・教材及び設備使用申込書	第7条	第5号様式	視聴覚機材・教材及び設備使用状況報告書	第7条	<p>(休館日)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項ただし書の規定により臨時に休館するときは、<u>図書館</u>にその旨を掲示しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(登録)</p> <p>第6条 機材等の貸出しを受けようとするときは、登録申請書により教育委員会に申請し、登録証の交付を受けなければならない。ただし、市内の公立学校、官公署<u>及び公益法人</u>においては、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 登録証の交付を受けたものは、登録証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに<u>あ</u>その旨を届け出なければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(文書等の種類)</p> <p>第12条 この規則の<u>施行のために必要な文書等の種類</u>は別表のとおりとし、<u>様式は別に定める</u>。</p> <p>別表(第12条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文書等の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 登録申請書</td> </tr> <tr> <td>2 登録証</td> </tr> <tr> <td>3 視聴覚機材・教材及び設備使用申込書</td> </tr> <tr> <td>4 視聴覚機材・教材及び設備使用状況報告書</td> </tr> </tbody> </table>	文書等の種類	1 登録申請書	2 登録証	3 視聴覚機材・教材及び設備使用申込書	4 視聴覚機材・教材及び設備使用状況報告書
様式番号	様式の名称	関係条文																						
第1号様式	登録申請書	第6条																						
第2号様式	登録証	第6条																						
第3号様式	登録変更・取消届出書	第6条																						
第4号様式	視聴覚機材・教材及び設備使用申込書	第7条																						
第5号様式	視聴覚機材・教材及び設備使用状況報告書	第7条																						
文書等の種類																								
1 登録申請書																								
2 登録証																								
3 視聴覚機材・教材及び設備使用申込書																								
4 視聴覚機材・教材及び設備使用状況報告書																								

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 1 項に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 1 項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

議案第 5 3 号

平成 20 年度大和市教育局表彰被表彰者の決定について

平成 20 年度大和市教育局表彰被表彰者の決定について、審議願いたく提案する。

平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日提出

大和市教育局

教育長 山 根 英 昭